

熊本県立熊本聾学校高等部

生徒の心得

令和8年度（2026年度）

高等部 年 科 氏名

《 目次 》

1	校訓、校歌	1
2	学校沿革の大要	2
3	日課表	3
4	高等部生徒心得	4～7
5	高等部生徒会会則	8
6	高等部各専門委員会の種類と その構成および分掌規定	9
7	運動部活動に関する規定	10
8	図書館利用案内	10
9	諸届、願について	11
10	病気による出席停止の扱い	12
11	自転車通学規則 自転車通学許可願	13
12	携帯電話・スマートフォンに関して 携帯電話・スマートフォン校内持込願	15

1 校訓、校歌

校 訓
 一 誠 実
 一 努 力
 一 自 律

校 歌

作詞 杉 元 安 弘
 作曲 末 次 定 義

1. わ か く さ も ゆ る ひ が し の の
 さ や け き こ こ ろ は ぐ く み て
 ま こ と つ ち か う ま な び の や
 つ と む わ れ ら に し ん り あ り

一、若草萌ゆる東の野 清けき心身育みて 誠実培う学びの舎 勉励む吾らに真理あり	二、火煙昇る阿蘇の峯 峻しき教訓温めて 努力弛まぬ学びの舎 創造る吾らに英知あり	三、白雲翔る碧き空 悠けき希望頂きて 自律讀ゆる学びの舎 邁進む吾らに栄光あれ	
--	---	--	--

2 学校沿革の概要

明治44年11月20日	私立熊本盲啞技芸学校として開設（内坪井町）
大正4年10月29日	新校舎落成（京町）
大正8年9月4日	熊本盲啞学校と改称
大正15年4月1日	県立に移管 熊本県立盲啞学校と改称
昭和4年10月14日	校舎を移転（出水町今）
昭和12年5月31日	ヘレンケラー女史来校
昭和22年4月1日	盲聾分離し独立 熊本県立聾学校と改称 天草分教場設置（本渡町）
昭和28年4月1日	天草分教場独立（熊本県立天草聾学校） 熊本県立熊本聾学校と改称
昭和44年9月25日	現在地に校舎を竣工（東町）
昭和62年10月22日	全国聾学校理美容研究大会を開催
平成3年11月9日	創立80周年記念式典を挙 新校章を制定、校旗を調製 新校歌（歌詞）を制定
平成13年11月24日	創立90周年記念式典を挙
平成23年11月20日	創立100周年記念式典を挙
令和3年11月20日	創立110周年記念を挙

3 日課表

	平常授業	短縮授業
朝自習	8:25～8:40	8:25～8:40
H R	8:40～8:45	8:40～8:45
1限目	8:50～9:40	8:50～9:35
2限目	9:50～10:40	9:45～10:30
3限目	10:50～11:40	10:40～11:25
4限目	11:50～12:40	11:35～12:20
給食	12:40～13:10	12:20～12:50
昼休み	13:10～13:30	12:50～13:10
5限目	13:30～14:20	13:10～13:55
6限目	14:30～15:20	14:05～14:50
掃除	15:20～15:30	14:50～15:00
H R	15:30～15:40	15:00～15:10
下校	～16:50	

4 高等部生徒心得（生徒として守り、心掛けること）

本校高等部生徒は、次に示された事柄を守り、社会の一員として自らを高めるよう常に心掛ける。

第1章 規律・礼儀

- 1 本校生徒として誇りをもち、他者に思いやりをもった言動をする。

第2章 通学

- 1 通学の際は、本校で定められた服装で、交通道德やマナーを守る。
- 2 登下校の時刻を守り、安全を心掛ける。
 - (1) 登校時刻…5分前行動を心掛け8時20分までには入室完了する
 - (2) 下校時刻…部活動後の下校時間は別途部活時の活動時間に従う。
部活動などがない日の完全下校時刻は16時55分とする。
 - (3) 進路対策などにおける例外は認めるものとする。
- 3 自転車通学は、本校の自転車通学規定に従い、許可を受け、安全運転に心掛ける。

第3章 校内生活

- 1 学校への出入りは定められた場所を使用し、履き物は定められた靴箱に整頓して入れる。
- 2 登校後は無断で校外に出ない。校外に出る場合には、担任の先生の許可を受ける。
- 3 校内の公共物は大切にし、破損した場合は担任や係の先生に届ける。故意に破損した場合は弁償する。
- 4 学校の備品は許可を得て使用する。
- 5 用事のない教室や準備室には許可なく出入りしない。

第4章 学習

- 1 予習・復習を心掛け、授業中の私語は慎み、他の生徒に迷惑を掛けない。
- 2 定期考査などの試験において、不正行為と思われる行動は絶対にしない。

第5章 校友

- 1 友達、先輩、後輩を大切にし、お互いの人格を尊重しあうような関係を築き上げる。
- 2 生徒同士で金銭や貴重品の貸し借りをしない。
- 3 人の物を黙って使わない。借りた時には使用后すぐに返す。

第6章 校外生活

- 1 夜間の外出は午後10時までとする。
- 2 危険な場所や次に示す場所へは行かない。また、店を利用する際はルールに従う。
 - (1) 未成年の入場を禁じている施設（パチンコ店・雀荘など）
 - (2) 深夜帯において、青少年保護育成条例に基づき、青少年単独で深夜の出入りを禁じている所（ゲームセンター、カラオケなど）

ただし、条例に基づき午後11時以降（ゲームセンターは午後10時以降）は保護者同伴でも補導対象となる。

- 3 喫煙・飲酒はしない。また所持しない（たばこの類似品も含む）。その他、法律で禁止されていることはしない。
- 4 外泊は原則として禁止する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、保護者同伴もしくは保護者の許可のもと外泊できるものとする。
- 5 高等部生徒のアルバイトは、別記規則に従う。
- 6 自動車・原付免許取得は、別記規則に従う。

第7章 所持品

- 1 学校発行の身分証明書、障がい者手帳はいつも携帯する。
- 2 『生徒心得』を各自大切に保管する。
- 3 刃物、その他の危険物は所持しない。（ハサミ、カッターは除く）
- 4 必要以外の金銭や学習に必要なのない品物（週刊誌、マンガの本、遊具など）を学校に持ち込まない。

第8章 携帯電話・スマートフォン

- 1 「携帯電話・スマホ持ち込み許可願」を提出し、許可された場合のみ持込可能とする。
- 2 校内では、携帯電話・スマートフォンの電源を切り、鞆にしまっておく。
- 3 フィルタリング設定をする。
- 4 家庭では、携帯電話・スマートフォンのルールや約束事を作る。
- 5 友達の悪口、かげ口、うわさ話、仲間はずれ等トラブルの原因となる使い方はしない。
- 6 SNS等の不特定多数の人が閲覧できるものに、学校に関わる学習活動や寄宿舎での生活、制服など個人情報がわかるものを載せない。
- 7 友人間で個人情報（写真や住所、連絡先など）を送る場合については、必ず本人の許可を得るものとする
- 8 インターネット上のマナー・モラルを遵守し、誹謗中傷等を行わない。
- 9 SNSで知り合った人とは会わない。
- 10 生活リズムの乱れや昼夜逆転、携帯・スマホ依存症にならないよう、家庭での決まりやルールを守り、トラブルにも巻き込まれないようにする。

※深刻なトラブルが発生した場合は、生徒指導の内規に基づき特別指導を行う場合もある。
トラブルに関わった生徒の携帯電話・スマートフォンは保護者の同意を得て、保護者預かりを依頼する。

第9章 服装・容姿

- 1 髪は地毛を基本とし、清潔感があり、健康面や活動面の妨げにならないようにする。
詳細は以下の通りとする。
 - (1) 本科は就職試験や入試にいつでも臨める髪型にする。専攻科は学科における実習の特性上、髪型を自由とする。ただし、清潔感があり、就職試験などにいつでも臨める髪型にする（過度な剃りこみや奇抜な髪形はしない）。
 - (2) 自他の学習の妨げとならないようにする。
 - (3) 長髪（髪が肩にかかる程度）の場合にはヘアゴムで結ぶ。ヘアゴム・ヘアピンは目立たないものとする。
(パーマ、カール、ヘアカラー等は原則禁止とする。ただし、パーマとヘアカラーにおいては特別な場合において学校及び保護者の許可を得て行うことができる。)
- 2 化粧、ピアス、マニキュアなどはしない。眉は形を整える程度とし、過度に剃ったり抜いたりしない。
- 3 全ての教育活動に出席する場合には、本校で定められた服装を守る。
 - (1) 制服 本校所定の制服を着用するものとする。
[着用期間]
○夏服… 6月1日～9月30日 ○冬服… 11月1日～5月31日
移行期間・・・夏：5月1日～5月31日、冬：10月1日～10月31日
上記の期間を目安とし、気候や体調に合わせて各自調整する。
 - (2) 靴 学校生活を送るうえで支障がなく、派手でないものとする。
例：スポーツシューズ、スニーカー、革靴、ローファー等
※判断ができない場合や疑問がある場合は購入前に相談する。
登下校にふさわしい靴を使用する。
 - (3) 靴下 就職や入学試験を考慮した派手でない靴下
(冬は黒・紺・ベージュ等単色のストッキング・タイツ・レギンス等も可)
※式典等の行事の時は、黒ソックス、黒タイツまたは黒ソックスとする。
 - (4) 上履き 学校用のスリッパ・上履きとする。
 - (5) カバン 派手なデザイン・色のものはさける。
 - (6) 防寒具
派手でない手袋（軍手も可）
派手でないマフラー（自転車通学生はネックウォーマー）
本校で指定するセーターに類する色・デザインのカーディガン
派手でないジャンパー、コート類
※判断ができない場合や疑問がある場合は購入前に相談する。
 - (7) 作業服 理容科の実習、作業等の際には、定められた作業服、靴もしくは派手でない服、体操服を着用するものとする。

第10章 特別な指導・懲戒処分

- (1) 学校生活及び社会のルールに反する行動を行った生徒は、高等部及び生徒指導部で協議し、校長の教育的判断の下、特別な指導及び懲戒処分を行う。
- (2) 特別な指導は、説諭と謹慎のいずれかとする。謹慎は学校内謹慎と自宅謹慎とする。
- (3) 懲戒処分は、訓告と停学、退学のいずれかとする。
- (4) 問題行動の繰り返しや重大性がある場合、もしくは特別な指導では教育的効果が期待できない場合には停学又は退学処分とすることがある。
- (5) 特別な指導・懲戒処分を受ける際には、部活動や生徒会活動は原則禁止とし、状況等に応じて現場実習等を中止することもある。
- (6) 生徒の状況、学習進度等を考慮し、職員が協議して指導や処分の内容を決定する。

5 高等部生徒会会則

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、熊本県立熊本聾学校高等部生徒会という。

第2条 (目的) 本会は、学校の教育方針に従い、先生方の助言指導のもとに、生徒は互いに助け合い、力を合わせて自主的に明るい学校生活を営み、よい校風を作り上げる。互いに義務を尽くすことにより、社会や、人々の役に立つよう、立派な人格と正しい生活態度を身に付ける。

第2章 組織および役員

第3条 本会は、本会の高等部全生徒をもって組織する。

第4条 本会は、会員の指導啓発および職員間の連絡提携に当たるため、本校職員中より3名以上の顧問および相談役をおく。

第5条 本会に次の執行部をおく。
会長1名、副会長2名、書記1名までとする

第6条 本会に次の委員会を設ける。
執行委員会、各専門委員会

第7条 役員は選挙によって選ばれる。選挙は、会員の中から立候補を受け付け、全員の投票による。なお、任期は1年間とし、再選されることができる。

第3章 生徒総会

第8条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。

第9条 生徒総会は、本会役員が主催する。総会の会長は、本会会長とする。

第10条 生徒総会は、全会員で構成し、執行委員の要求により開催する。生徒総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

第11条 生徒総会を開くには、顧問職員の同意を得なければならない。

第4章 執行機関

●第1節 執行委員会

第12条 執行委員会は、本会の最高執行機関である。

第13条 執行委員会は、本会役員(会長1名、副会長2名、書記1名以内)および各専門委員長により構成され、会長が委員長になる。

第14条 執行委員会は、次の事項を行う。
①総会の議決事項の執行
②総会に提出する議案の作成、および議案の説明。
③各専門委員会の調整
④その他、本会の目的達成に必要な事項

●第2節 専門委員会

第15条 各専門委員会の種類とその構成および分掌規定は別に定める。

第5章 改定

第16条 本会会則の改定は、生徒総会の議決を得て、校長の承認を必要とする。

附則

1. 本会会則は、昭和61年4月1日より施行する。
2. 本会会則は、平成16年3月24日より一部改定し、施行する。
3. 本会会則は、平成18年4月1日より一部改定し、施行する。
4. 本会会則は、令和4年4月1日より一部改定し、施行する。

6 高等部各専門委員会の種類とその構成および分掌規定

第1条 本規約は、高等部生徒会会則第5条および第15条による。

第2条（種類） 次の専門委員会をおく。

1. 学習図書委員会 2. 保健体育委員会 3. 環境美化委員会

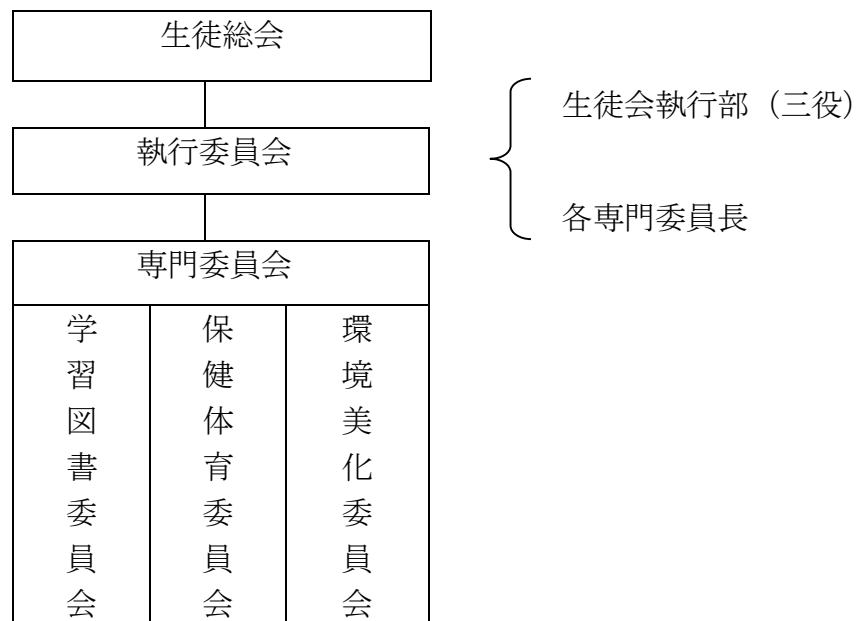
第3条（構成） 各委員会の委員は生徒会会員より構成する。各委員会に委員長、副委員長、書記各1名以上、顧問職員2名以上をおく。なお、委員長、副委員長、書記は、各委員の互選により決定する。

第4条（分掌） 各委員会は次の事項を行う。

1. 学習図書委員会
 - ①読書活動推進に関する事項
 - ②生徒の自主的な学習活動に関する事項
 - ③生徒の文化の向上に関する事項
2. 保健体育委員会
 - ①生徒の体力向上に関する事項
 - ②給食に関する事項
 - ③体育的行事に関する事項
3. 環境美化委員会

校舎内外の環境美化に関する事項

高等部生徒会組織図



7 部活動について

○本校中学部、高等部の部活動一覧

部活動	活動曜日					活動時間	
	月	火	水	木	金	3月～10月	11月～2月
陸上部	○	○		○		午後4時～ 午後6時30分	午後4時～ 午後6時
バドミントン部	○	○		○			
美術部			○				
手話落語部			○				
	土、日、祝日は、原則として活動しない。ただし、運動部顧問の判断で計画することができる（大会参加なども含む）。					運動部顧問の判断で時間を調整することができる。 寄宿舎の食事時間を尊重する。	

○入部希望者は、毎年入部届を提出する。

○運動部（陸上、バドミントン）と文化部（美術部、手話落語部）は兼部することができる。

8 図書室利用について

○ 開館時間 原則として午前8時50分から午後4時50分

*研修や会議で早く閉館する場合はその都度知らせる。

*朝自習などで本が必要な場合は前日までに借りる。

○ 本の借り方

1人5冊、1週間借りることができる。春・夏・冬休み中は10冊借りることができる。

○ 本の返し方

カウンターの司書へ手渡すか、閉室の際は「えほんのへや」の前にある返却ポストへ入れる。期間中に読めなかった場合は、予約が入っていない本に限り、1回延長ができる。カウンターで司書に申し出ること。

○ 予約・リクエストサービス

*読みたい本が貸出中でない時は、予約ができる。司書に申し出るか、予約・リクエスト申込用紙を出すこと。

*読みたい本が図書館にない時は、リクエスト申込用紙を出すこと。購入または校外の図書館から相互貸借等で入手して、提供する。

○ レファレンス（調査相談）

読みたい本や、調べたいことを一緒に探すお手伝いをする。気軽に相談すること。

○ 蔵書検索・インターネットの利用

蔵書検索とインターネットが利用できる生徒用パソコンが「本の部屋」に2台ある。

○ 聴覚障害情報提供センター提供のDVDについて *1人1点、3泊4日で貸出ができる。

○ 図書館内では他の方の迷惑になるようなことはしないこと。飲食、携帯使用不可。

本や雑誌、新聞など資料は、大切に扱うこと。

○ 図書館で借りた本が壊れても、絶対に自分で修理せず、正直に司書へ申し出ること（勝手な修理は、逆に本を痛める）。

9 諸届・願について

- 1 欠席、欠課、早退などの場合は、事前に（やむを得ない場合は事後でもよい。）担任に申し出をすること。
- 2 長期（1週間以上）にわたる病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。
- 3 病気による休学の場合は、診断書を添付して休学願（欠席届と同形式）を提出する。
- 4 忌引きは次のとおりとする。

一親等（両親）	・・・・・・・・・・・・・・・・	7日以内
二親等（祖父母、兄弟姉妹）	・・・・・・・・	3日以内
三親等（伯叔父母）	・・・・・・・・	1日
- 5 学生通学定期乗車券（電車・バスの定期券等）を購入したい場合には、事務室で通学証明書を発行してもらおう。
- 6 アルバイト（高等部のみ）、自転車通学、自動車免許取得（高等部本科3年生・専攻科のみ）、携帯電話・スマートフォンの校内・寄宿舍持ち込み、休日のグラウンド使用については、所定の手続きをして許可を得る。
- 7 上の諸届・願には、必ず保護者の捺印を必要とする。

10 病気による出席停止の扱い

学校保健法に記載されている『学校において予防すべき感染症』に罹った場合、学校医またはその他の医師の意見を聞き、期間を定め、出席停止の期間の基準に沿って、出席停止の指示ができることになっている。『学校において予防すべき感染症』に罹った場合は、“出席停止を要する期間”を明記した医師の証明が必要となる。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） ○特定鳥インフルエンザ 	治癒するまで
第二種	○新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	○インフルエンザ※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日（幼児は3日）を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	○水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	○結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	○髄膜炎菌性髄膜炎	
【 注意 】 ただし病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ○コレラ ○腸チフス、パラチフス ○細菌性赤痢 ○流行性角結膜炎（はやり目） ○腸管出血性大腸菌感染症 ○急性出血性結膜炎 	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<ul style="list-style-type: none"> ○溶連菌感染症 ○手足口病 ○ヘルパンギーナ ○伝染性紅斑（りんご病） ○感染性胃腸炎 ○マイコプラズマ感染症 ○RS ウイルス感染症 ○ヒトメタニューモウイルス感染症 ○带状疱疹 ○単純ヘルペスウイルス感染症 等 	医師の判断と指示により登校（園）可能

※学校において予防すべき感染症の解説より

11 自転車通学規則

生徒の自転車通学については、下記の15項目の内容を生徒及び、保護者が了解のうえ、許可願いが提出されたときは、生徒指導部で検討し、適当と認めた場合は校長が許可するものとする。また、自転車通学に際しては、安全運転を心掛け、交通事故等に遭わないように十分注意する。

なお、自転車通学許可は学年毎とする。

- 1 自宅からの通学最短距離が2キロメートル以上であること。
- 2 自転車通学許可願は、本人と保護者の連名のうえ、担当に提出すること。
- 3 自転車の車種は安全面を考慮し、本校で定められているものであり、マウンテンバイク、ロードバイク、その他の車種は認めない。
- 4 生徒本人は、保護者と相談のうえ、通学路を決定すること。
- 5 交通法規（自転車関係）を守ること。
- 6 ヘルメットを着用すること。
- 7 雨天時はカッパを着用し、傘さし運転はしないこと。
- 8 運転中はスマートフォン等の操作をしないこと。
- 9 補聴器・人工内耳装用証明書を所持すること。
- 10 イヤホン装着して運転しないこと。
- 11 自転車の整備をすること。
 - (1) 自転車安全整備店で点検・整備し、TSマークを貼ってもらうこと。
(自転車には指定のステッカー、反射テープ、TSマークを貼付する。)
 - (2) 自転車は、ブレーキ、ベル、ランプ等が確実に作動すること。
 - (3) 自転車には、反射材または反射テープが付いていること。
 - (4) 自転車の施錠は、2重ロックを取り付けること。
- 12 自転車は、学校内の決められた場所に施錠して置くこと。
- 13 防犯登録をすること。
- 14 生徒の健康・安全面を考慮し、以下のように適当でないと判断した場合、自転車通学を許可できないことがある。
 - (1) 自転車による通学時間が60分を超える場合
 - (2) 通学路における交通量や危険箇所が極めて多いと判断した場合
 - (3) 公共交通機関による通学の方がより安全で、かつ効率的であると判断される場合
 - (4) 保護者の同意が得られない場合
- 15 その他
 - (1) 自転車事故保険に必ず加入すること。
 - (2) 自転車を他人に貸さないこと。
 - (3) 許可後は、ステッカーを自転車の後輪カバーに貼ること。
 - (4) 次のような場合には、許可を取り消すこともある。

①度重なる交通違反を犯した場合 ②自転車を改造した場合

平成5年7月1日より施行
平成16年3月24日より一部改正
平成22年4月8日より一部改正
平成23年4月8日より一部改正
平成25年4月8日より一部改正
平成26年6月11日より一部改正
平成31年3月8日より一部改正
令和4年4月1日より一部改正
令和7年4月1日より一部改正

校長	教頭	学部主事	生徒指導部	担任

自転車通学許可願

令和 年 月 日

熊本県立熊本聾学校長 様

生徒名 _____

保護者名 _____ 印

この度、自転車通学規則に従い、自転車通学させたいと思いますので、許可いただきますようお願いいたします。

- 1 生徒住所 _____
- 2 期 間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 通学距離(時間) _____ Km (約 _____ 分)
- 4 自転車通学範囲 _____ ~ _____
- 5 自転車の種類・番号・色 _____
- 6 ヘルメットの有無 _____ 有 ・ 無 _____

自転車点検整備済証及び防犯登録証

自転車点検整備店様へお願い

熊本聾学校では、自転車通学生交通安全のため、「TS マーク」「防犯登録証」の貼付、「2重ロック」の取付を義務づけております。いろいろお忙しい時期ですが安全点検後、下記の証明をよろしくお願ひします。

TS マーク登録番号

防犯登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

--

--	--	--	--	--	--

2重ロック取付確認済 () ※○をつけてください。

上記の生徒の自転車安全点検を済ませ、TS マーク・防犯登録番号を貼付しました。

令和 年 月 日

自転車安全点検整備店名 _____

印

12 携帯電話・スマートフォンに関して

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みに関しては、別紙の規定を生徒及び、保護者が了解のうえ、校内持込願が提出されたときは、生徒指導部で検討し、適当と認めた場合は校長が許可するものとする。また、携帯電話・スマートフォンの使用に際しては、校内・校外関係なく、いじめ防止やトラブル防止に最大限努め、下記のルールやマナーをきちんと守ること。

なお、校内持込願の提出は、学年ごととする。

- 1 校内での使用は一切認めない。緊急時は、担任の許可を得て使用する。
- 2 校内では、携帯電話・スマートフォンの電源を切っておく。
- 3 修学旅行、校外学習、授業等、教師が必要と認める場合にのみ、安全確保の観点や学習の観点から学校での使用を許可する場合がある。
- 4 友達の悪口、かげ口、うわさ話、仲間はずれ等トラブルの原因となる使い方はしない。
- 5 個人情報や写真（友達のものも含む）などをSNSに載せない。
- 6 SNSで知り合った人とは会わない。
- 7 フィルタリング設定をする。
- 8 家庭でも、携帯電話・スマートフォンのルールや約束事を作る。
- 9 生活リズムの乱れや昼夜逆転、携帯・スマホ依存症にならないよう、家庭での決まりやルールを守り、トラブルにも巻き込まれないようにする。

※深刻なトラブルが発生した場合は、生徒指導の内規に基づき特別指導を行う場合もある。トラブルに関わった生徒の携帯電話・スマートフォンを本人及び保護者の同意を得て、「一時預かり（期間については、指導内容によって異なる）」を行う。

校長	教頭	学部主事	寄宿舍 部長	生徒主事	担任

携帯電話・スマートフォン 校内・寄宿舍持込願

令和 年 月 日

熊本県立熊本聾学校長 様

生徒名 _____

保護者名 _____ 印

この度、携帯電話・スマートフォン（※以下、携帯・スマホ）に関する規定に従い、校内への持込みをさせたいと思いますので、御許可いただきますようお願いいたします。

なお、許可をいただきましたら、使用上のルールやマナー等の決まりを遵守できるようにし、家庭でも学校と協力して指導にあたることを誓います。

1 持込期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 フィルタリング有無（✓を）： 設定済 未設定（持込許可できません）

3 家庭でのルール（未記入の場合は持込許可できません）

① 時間に関するルール： _____

② マナーに関するルール： _____

4 校内持込の理由

5 校内に持ち込む携帯電話・スマートフォンの電話番号 _____

6 保護者の皆様へのお願い

熊本県教育委員会からの指針に基づき、熊本聾学校「携帯・スマホ使用上の規約」により、以下の点について、御理解と御協力をお願いします。

- お子様の携帯電話・スマートフォンのフィルタリング及びアプリ制限のためのカスタマイズを定期的に御確認ください。
- お子様と一緒に話し合い、ご家庭でのルールを決めて「3 家庭でのルール」に記入してください。未記入の場合は許可できません。特に、健康面の配慮から使用時間の制限をお願いします。（例：夜9時までの使用、1日2時間以内、アプリの取り込みやネット情報の制約など）
- 校内での携帯・スマホの使用、及び「いじめ」等何らかの深刻なトラブルが発生した場合は、携帯・スマホの一時預かりを行う場合もあります。また、問題の深刻さによっては特別指導を実施したり、許可を取り消ししたりすることもあり、御家庭でも必要な御指導をお願いします。
- 改善が見込まれない場合は、加入アプリの退会、携帯・スマホの契約解除等、思い切った対応をお願いします。

※トラブル後の指導ではなく、トラブルが起きないための防止を家庭と学校で協力し、お子様自身が携帯・スマホの安全・安心な使い方ができるよう、大人の責務として取り組んでいきましょう。

携帯電話・スマートフォンについてのきまりー生徒心得より抜粋ー

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みに関しては、別紙の規定を生徒及び、保護者が了解のうえ、校内持込願が提出されたときは、生徒指導部で検討し、適当と認めた場合は校長が許可するものとする。また、携帯電話・スマートフォンの使用に際しては、校内・校外関係なく、いじめ防止やトラブル防止に最大限努め、下記のルールやマナーをきちんと守ること。

なお、校内持込願の提出は、学年ごととする。

- 1 校内での使用は一切認めない。緊急時は、担任の許可を得て使用する。
- 2 校内では、携帯電話・スマートフォンの電源を切っておく。
- 3 修学旅行、校外学習、授業等、教師が必要と認める場合にのみ、安全確保の観点や学習の観点から学校での使用を許可する場合がある。
- 4 **友達の悪口、かげ口、うわさ話、仲間はずれ等トラブルの原因となる使い方はしない。**
- 5 **個人情報や写真（友達のものも含む）などをSNSに載せない。**
- 6 **SNSで知り合った人とは会わない。**
- 7 フィルタリング設定をする。
- 8 **家庭でも、携帯電話・スマートフォンのルールや約束事を作る。**
- 9 **生活リズムの乱れや昼夜逆転、携帯・スマホ依存症にならないよう、家庭での決まりやルールを守り、トラブルにも巻き込まれないようにする。**

※深刻なトラブルが発生した場合は、生徒指導の内規に基づき特別指導を行う場合もある。トラブルに関わった生徒の携帯電話・スマートフォンを本人及び保護者の同意を得て、「一時預かり（期間については、指導内容によって異なる）」を行う。